

# についてお知らせします

職員が町民のみなさんの生活にかかわるさまざまな分野で働いています。状況の公表に関する条例」に基づき、その概要をお知らせします。

◎問い合わせ 総務課 ☎内線210

## 人件費削減への取り組み

### ●給与の減額

町では、平成17年8月に「大磯町財政健全化計画」を策定しています。これは自立した財政運営を維持するための指針で、計画期間は平成18年度から22年度までの5年間です。このなかの歳出削減に向けた取り組みの職員給与・手当の見直しにあるように、国の人事院勧告をふまえ、人事評価制度等も活用して、職員の勤務意欲の維持に配慮しつつ、「大磯町人材育成基本方針」のもと人件費の削減を図ります。なお、最近の大きな削減として、平成18年4月から地域手当の支給率8～10%を一律3%に引下げをしております。

### <人事評価について>

人事評価は、職員の執務について勤務成績の評価を統一的にを行い、職員の指導及び監督の有効な指針とするとともに、公正な人事管理を行い、職員の勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として実施しており、平成19年1月より毎年1月1日における給料の昇給にその評価を反映させています。

### ●職員数の削減

町では、平成17年8月に「第2次大磯町定員適正化計画」を策定しています。これは簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、地方分権の推進に伴う権限移譲や多様化する行政需要に対応するための指針で、計画期間は平成18年度から22年度までの5年間です。このなかの定員適正化の数値目標では、平成17年4月1日現在の職員数289名を平成22年4月1日には260人に削減します。職員採用計画との調整を図りながら、職員削減に努めます。

## 給与改定の概要

人事院が国家公務員の給与に対して行った勧告(人事院勧告)に基づく改正の経過

| 項目 | 大磯町の改定状況                  | 実施時期    | 国                   |
|----|---------------------------|---------|---------------------|
| 給料 | △3.0%改定                   | H17.12～ | △3.0%改定             |
|    | 平均△4.8%改定 (最高△7.0%)       | H18.4～  | 平均△4.8%改定 (最高△7.0%) |
| 手当 | 配偶者に係る扶養手当を500円減額         | H17.12～ | 配偶者に係る扶養手当を500円減額   |
|    | 勤勉手当における支給率を年0.5ヶ月増       | H17.12～ | 勤勉手当における支給率を年0.5ヶ月増 |
|    | 調整手当を廃止、地域手当を新設           | H18.4～  | 調整手当を廃止、地域手当を新設     |
|    | 調整手当支給率8～10%から地域手当一律3%に改定 | H18.4～  | 地域手当を0～最高18%支給に改定   |

(常勤特別職：町長・助役(平成19年4月より副町長に名称変更)・収入役・教育長)

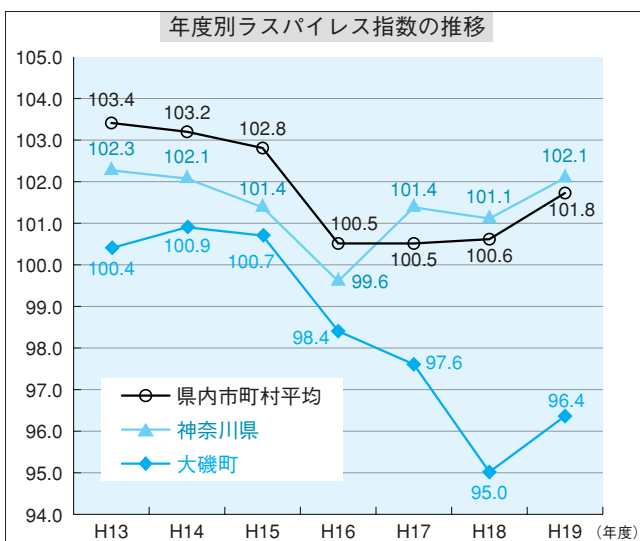
| 項目 | 大磯町の改定状況             | 実施時期   | 国                 |
|----|----------------------|--------|-------------------|
| 手当 | 調整手当を廃止、地域手当を新設      | H18.4～ | 調整手当を廃止、地域手当を新設   |
|    | 調整手当支給率8%から地域手当3%に改定 | H18.4～ | 地域手当を0～最高18%支給に改定 |

## 給与費の状況(平成19年度一般会計予算)

| 職員数<br>(A) | 給 与 費       |           |           |             | 一人当たりの給与費<br>(B) / (A) |
|------------|-------------|-----------|-----------|-------------|------------------------|
|            | 給 料         | 職員手当      | 期末・勤勉手当   | 計 (B)       |                        |
| 265人       | 1,038,757千円 | 217,917千円 | 432,529千円 | 1,689,203千円 | 6,374千円                |

※給与費は当初予算に計上された額であり、特別職は含みません。

## ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※市町村の平均ラスパイレス指数は、各市町村のラスパイレス指数の単純平均ではありません。

## 勤務時間等及び年次休暇の取得状況

- 職員の勤務時間  
職員の勤務時間は、原則的に午前8時30分から午後5時15分までの1日8時間、週40時間です。

- 年次休暇の平均取得状況

| 平成18年<br>(1月1日～12月31日) | 平成17年<br>(1月1日～12月31日) |
|------------------------|------------------------|
| 5.7日                   | 5.8日                   |

※職員には20日間の年次有給休暇が与えられます。

## 特別職等の給与の状況

|     | 月 額<br>(平成19年4月1日現在) |    | 期末手当<br>年間支給率<br>(平成18年度支給割合) |
|-----|----------------------|----|-------------------------------|
|     | 給料                   | 報酬 |                               |
| 町 長 | 767,000円             | —  | 4.40月分                        |
| 副町長 | 623,000円             | —  | 4.40月分                        |
| 収入役 | —                    | —  | 4.40月分                        |
| 教育長 | 575,000円             | —  | 4.40月分                        |
| 議 長 | 423,000円             | —  | 4.40月分                        |
| 副議長 | 344,000円             | —  | 4.40月分                        |
| 議 員 | 315,000円             | —  | 4.40月分                        |

※行財政改革のため平成13年度から期末手当を町長50%、助役30%、収入役及び教育長20%カットを実施しています。なお、平成19年4月から助役、収入役を廃止し副町長を設置しています。